

改正

平成19年9月20日条例第18号

平成22年3月18日条例第46号

平成28年3月22日条例第6号

平成30年3月19日条例第2号

令和5年3月16日条例第4号

中之条町情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示（第5条—第17条）

第3章 審査請求（第18条—第20条の2）

第4章 情報公開の総合的推進（第21条・第22条）

第5章 削除

第6章 補則（第35条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、町民が町の保有する公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、その情報の開示に関し必要な事項を定め併せて情報公開の充実を図ることにより町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町民参加による公正で開かれた町政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- （2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真及びフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識

することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 町の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 町の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

(3) 開示 公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の開示を求める権利を充分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求)

第5条 次に掲げる者は、実施機関に対して、当該実施機関の保有する情報の開示を請求することができる。ただし、第4号に掲げる者にあつては、その者の利害関係に係る公文書に限るものとする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定により開示の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 開示請求する者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう務めなければならない。

(非開示情報)

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該公文書を開示してはならない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図書若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名(当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以

下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、これらの情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を失わない程度に分離できるときは、該当する情報が記録されている部分を除いて開示するものとする。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別す

ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により当該期間中に決定を行うことができない場合は、当該請求書の提出があった日から起算して45日を限度として、決定期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し遅滞なく当該延期の理由及び決定できる時期を書面より通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定をすれば足

りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定をする期限

(事案の移送)

第13条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、又は他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に実施機関、国、独立行政法人、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示

に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は開示決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及び理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第15条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の法令等による開示の実施との調整）

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第17条 公文書の開示を受ける者は、実費の範囲内において実施機関が規則に定める費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

（審査会への諮問）

第18条 開示決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、中之条町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書等の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み

替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添付しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書等の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る決定等（審査請求に係る公文書等の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第20条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。

第4章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第21条 町は、この条例に定める公文書の開示のほか、町政に関する情報を町民が迅速にかつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供等の拡充)

第22条 町は、町民生活の利便の向上に資すると認められる行政資料等を積極的に収集し、及び適正に保管して、当該行政資料等を町民の利用に供することができるよう努めるものとする。

2 町は、町政に関する情報を町民に的確に提供できるよう、情報提供施策及び情報公開施策の拡充に努めるものとする。

第5章 削除

第23条から第34条まで 削除

第6章 補則

(公文書の整理等)

第35条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書目録その他の公文書の検索に必要な資料を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第36条 町長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

(出資団体等の情報公開)

第37条 町が出資その他財政支出等を行う団体等であつて、実施機関が定めるもの（以下「出資団体等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第38条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。以下同じ。）は、その保有する文書であつて自己が管理を行う同法244条第1項に規定する公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成17年4月1日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(適用日前の公文書の任意的公開)

3 実施機関は、前項に規定する適用日前に作成し、又は取得した公文書について開示の請求があ

った場合は、その整理がされた公文書にあつては応ずるよう努めるものとする。

(六合村の編入に伴う経過措置)

- 4 六合村の編入の日前に六合村情報公開条例（平成17年六合村条例第3号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附 則（平成19年9月20日条例第18号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第46号）

この条例は、平成22年3月28日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第4号抄）

(施行期日)

- 第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条第1項の規定は、令和5年3月16日から施行する。

(委員の委嘱にする準備行為)

- 第2条** 町長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱された委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなす。

- 2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員のうち、この条例の施行の際現に次条の規定による改正前の情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第23条第1項の規定により設置された中之条町情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）の委員である者又は中之条町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の中之条町個人情報保護条例（平成17年中之条町条例第5号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第39条第1項の規定により設置された中之条町個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）の委員である者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、旧情報公開審査会の委員又は旧個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間とする。

(中之条町情報公開条例の改正による旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置)

第4条 施行日前に旧情報公開条例第18条第1項の規定により旧情報公開審査会にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第33条第1項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。